

医療費の推移

(単位：人)

| 年 度 | 年度末被保険者数 | | |
|------|----------|--------|----------|
| | 一般被保険者 | 退職被保険者 | 老人保健被保険者 |
| 12年度 | 6,234 | 1,285 | 1,592 |
| 13年度 | 6,498 | 1,465 | 1,756 |
| 14年度 | 6,883 | 1,704 | 1,885 |

(単位：円)

| 年 度 | 総医療費の額（医科・歯科・調剤・食事・訪問） | | |
|------|------------------------|-------------|---------------|
| | 一般被保険者 | 退職被保険者 | 老人保健被保険者 |
| 12年度 | 943,208,261 | 423,248,930 | 1,060,598,692 |
| 13年度 | 1,035,157,623 | 501,575,370 | 1,106,221,500 |
| 14年度 | 1,016,815,068 | 477,373,050 | 1,193,962,371 |

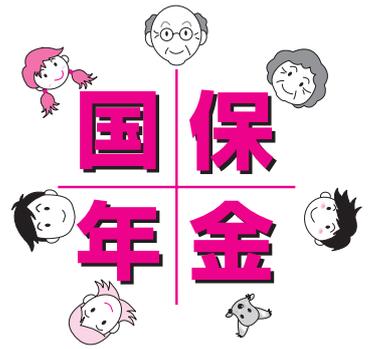
平成14年度は、制度改正のため11か月分です。

(単位：円)

| 年 度 | 一人当たりの費用額 | | |
|------|-----------|---------|----------|
| | 一般被保険者 | 退職被保険者 | 老人保健被保険者 |
| 12年度 | 151,301 | 329,377 | 666,205 |
| 13年度 | 159,304 | 342,372 | 629,967 |
| 14年度 | 147,728 | 280,149 | 633,402 |

平成14年度は、制度改正のため11か月分です。

国保の医療費は年々増加し、平成14年度では26億8千800万円となっており、国保の財政はパンク状態になっています。



国保財政は

パンク状態

年間総医療費の額や加入者一人当たりの医療費は左表のようになっています。

増加要因のひとつとしては加入者の増加や高齢化による疾病構造の変化等が考えられますが、同じ病名で複数の医療機関を受診する重複受診、または医師の指示以外に何回

も受診する頻回受診も原因のひとつと考えられます。かかりつけ医を持つ、医師の指示を守る、いくつもの薬を処方したら医師に相談する等して、医療費を少なくするようにしましょう。

国民健康保険係

② 2162

年金相談を行います

大宮社会保険事務所職員による出張年金相談を行います。また、平成15年度の保険料と、過去2年以内の未納保険料や過去10年以内の追納保険料などが納められる集合徴収も行います。

ご相談の際には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・納付書・社会保険事務所から送られた案内状（はがき）等を持参してください。その他年金について疑問等がありましたらお気軽にご相談ください。

日時 3月29日(月)

10時～15時

場所 役場3階第3会議室

20歳から60歳になるまでの40年間は全員が国民年金の被保険者です。職業などにより、加入の種類は3つ【第1号被保険者（自営業者など）・第2号被保険者（会社員や公務員）・第3号被保険者（会社員等の被扶養配偶者）】に分かれます。結婚や就職などにより加入の種類が変わるときは年金の届出が必要です。届出の遅れが2年を過ぎた期間は

未納期間となってしまうのでご注意ください。届出忘れや納め忘れから年金が受けられない、ということがないよう、自分の年金は自分で守りましょう。次のようなときは、自分が国民年金の第何号被保険者なのか、必ずチェック!!

20歳になったとき
就職したとき
退職したとき
結婚したとき
離婚したとき
第3号被保険者の配偶者（夫）が転職したとき
厚生年金・共済組合加入者の扶養からはずれたとき

届出の際、必ず年金手帳を持参しましょう!

人生の節目には 国民年金の 種別変更届を

未納期間となってしまうのでご注意ください。届出忘れや納め忘れから年金が受けられない、ということがないよう、自分の年金は自分で守りましょう。次のようなときは、自分が国民年金の第何号被保険者なのか、必ずチェック!!

20歳になったとき
就職したとき
退職したとき
結婚したとき
離婚したとき
第3号被保険者の配偶者（夫）が転職したとき
厚生年金・共済組合加入者の扶養からはずれたとき

届出の際、必ず年金手帳を持参しましょう!

ねんきん

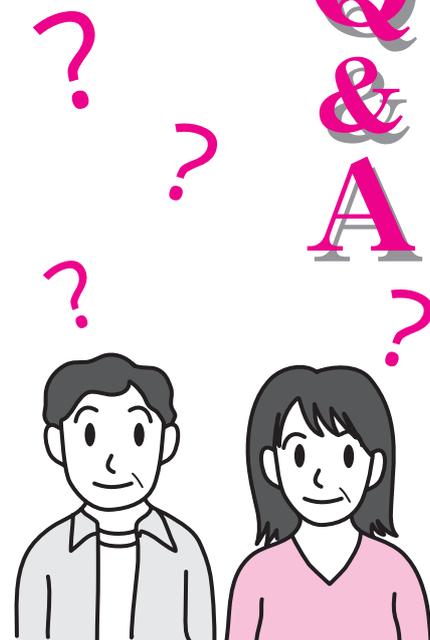
Q & A

Q 月の途中で会社を退職しましたが、来月から次の就職先も決まっています。その間の空白期間も国民年金に加入しなければなりませんか？

A 日本に住む20歳以上60歳未満の方は、必ず何らかの公的年金制度（国民年金・厚生年金保険・共済組合）に加入することになっ

ています。そして、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めることで、すべての方が65歳になったときに、満額の老齢基礎年金を受けられる

ようになります。次の就職（厚生年金保険への加入）までに、たとえ1日でも間がある場合は、第1号被保険者として国民年金の加



入手続きが必要です。また、同月内に再就職した場合は、国民年金保険料を納める必要はありませんが、月変わりて再就職した場合は、退職月の国民年金保険料を納めなければなりません。年金には空白期間というものはありませんので、すみやかに役場で、国民年金加入の手続きをすることが必要です。

Q 私は夫の健康保険の扶養に入っている妻ですが、先日、夫が月の途中で会社を退職しました。来月から再就職が決まっています。

A 必要です。夫と私の年金の手続きは必要ですか？
月の途中で会社を退職された場合は、その月の厚生年金保険料はかからないので国民年金保険料を納めなくてはなりません。夫も妻も第1号被保険者の加入手続きを役場で行ってください。夫の再就職により妻が扶養される場合は第3号被保険者となりますので、夫の勤務先へ健康保険の扶養届出と同時に第3号被保険者の届出を必ずしてください。

国民健康保険の届出を忘れずに！

3月から4月にかけては、いままで勤めていた会社を退職したり、新しく会社に就職をしたりする時期ですが、このようなことに伴い現在加入している健康保険も変更する必要があります。

下表に該当するような方は忘れずに届け出をしてください。

特に、国保に加入する方は、しばらく期間をおいて届け出をした場合でも、加入日と保険料は他の健康保険を喪失した日までさかのぼりますのでご注意ください。

同じ世帯の誰かに、次のようなことがあてはまる場合は、その都度必ず14日以内に届け出をしてください。

国保に入るとき

| こんなとき | 手続きに必要なもの |
|----------------------|-------------------|
| 他の市区町村から転入してきたとき | 印鑑、他の市町村の転出証明書 |
| 会社の健康保険をやめたとき | 印鑑、会社の健康保険をやめた証明書 |
| 会社の健康保険の被扶養者からはずれたとき | 印鑑、被扶養者からはずれた証明書 |
| 子どもが生まれたとき | 印鑑、保険証、母子健康手帳 |
| 生活保護を受けなくなったとき | 印鑑、保護廃止決定通知書 |

国保をやめるとき

| こんなとき | 手続きに必要なもの |
|--------------------|---|
| 他の市区町村に転出するとき | 印鑑、保険証 |
| 会社の健康保険に入ったとき | 印鑑、国保と会社の健康保険の両方の保険証（保険証未交付のときは加入したことを証明するもの） |
| 会社の健康保険の被扶養者になったとき | |
| 国保の被保険者が死亡したとき | 印鑑、保険証 |
| 生活保護を受けるようになったとき | 印鑑、保険証、保護開始決定通知書 |

その他

| こんなとき | 手続きに必要なもの |
|-------------------------|-----------------------------|
| 退職者医療制度の対象になったとき | 印鑑、保険証、年金証書 |
| 町内で住所が変わったとき | 印鑑、保険証 |
| 世帯主や氏名が変わったとき | |
| 世帯を分けたり、一緒にしたとき | |
| 保険証をなくしたときや汚して使えなくなったとき | 印鑑、本人を証明できるもの（運転免許証、納税通知書等） |

国民健康保険係 2162